

## 広島県の療育手帳の程度区分表

障害程度は、次に定める判定基準により総合的に判断し、必要に応じて援助方針会議で決定する。

区分	手帳の表記	判定基準
最重度	㊤	知能障害の程度が重度（知能指数 35 以下）であり、身体障害（肢体不自由）1～2 級を合併しているか、社会適応能力が日常生活において常時特別の支援を要する程度の人。
重 度	A	知能障害の程度が重度（知能指数 35 以下）であるか、中度（知能指数 36 以上 50 以下）であっても社会適応能力が日常生活において常時支援を要する程度の人、もしくは中度であっても身体障害（肢体不自由・視覚障害・聴覚障害）1～3 級を合併している人。
中 度	㊦	知能障害の程度が中度（知能指数 36 以上 50 以下）であるか、軽度（知能指数 51 以上 75 以下）であっても社会適応能力が日常生活において常時支援を要する程度の人。
軽 度	B	知能障害の程度が軽度（知能指数 51 以上 75 以下）であり、社会適応能力が日常生活において支援を要する程度の人。

※判定に必要な検査等は、こども家庭センターが実施する。